

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年11月16日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則

1 工事概要

- (1) 工事名 国立療養所沖縄愛楽園渡り廊下補修工事
- (2) 工事場所 沖縄県名護市字済井出1192番地
- (3) 工事内容 既設渡り廊下床シート補修工事
- (4) 工期 契約締結の翌日から平成31年 3月21日まで
- (5) 本工事においては、資料の提出、入札等を紙により行う。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成29・30年度厚生労働省（九州・沖縄地域）「建築一式」におけるC又はD等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
(4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成20年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
 - ① 建物の床を含む新営又は改修工事
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
 - ① 二級建築士もしくは2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するもの。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、二級建築士・2級建築施工管理技士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が二級建築士・2級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
 - ② 平成20年度以降に上記(5)に掲げる基準を満たす完成・引渡が完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事

面において関連がある建設業者でないこと。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
- (10) 沖縄県内に本店、支店又は営業所が存在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (13) 経営の状況又は信頼度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (14) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (15) この入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (16) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (17) 競争への参加を希望するものは、別紙1「自己申告書」を30年12月4日までに提出すること。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課施設管理係
電話 0980-52-8331（内線9997）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成30年11月19日から平成30年12月3日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時00分から午後5時00分まで）。

入札説明書は、国立療養所沖縄愛楽園のホームページから入手するものとする。

（アドレス：<http://www.mhlw.go.jp/~airakuen>）

なお、インターネットに接続できない場合は、以下の交付場所でも交付する。ただし、入札説明書の郵送又はFAXによる入手申込は認めない。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成30年11月19日午前9時00分から平成30年12月4日午後5時00分（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）まで。書面により、持参し提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成30年12月17日午前10時30分までに、書面により、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、提出すること。開札は、平成30年12月17日午前11時00分、国立療養所沖縄愛楽園事務本館2階会議室において行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 公共工事履行保証証券による保証（かし担保保証特約を付したものに限り。また、保証金額は請負代金額の10分の3以上とする。）を付した場合には、免除とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、入札に参加した者が誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に監理技術者と同一の資格（工事経験を除く）を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3（1）に同じ。

(10) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2（3）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書による。